

市営住宅等の連帯保証人制度の見直しについて

《背景》

○民法の一部改正により、(※)個人根保証契約に極度額の設定が必要となる。(令和2年4月施行)

(※)根保証契約：現在から将来発生する債務まで保証。極度額の範囲内で保証する。

○身寄りのない単身高齢者等の増加により、市営住宅の入居に際して、保証人の確保が困難になることが懸念される。

⇒ 住宅に困窮する低額所得者への的確な市営住宅の供給を図るため、保証人の確保が困難な方への配慮が必要。

《関連通知》

○国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知(H30.3.30)

「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」～別紙①

○「公営住宅管理標準条例(案)」の改正について～別紙②

《メリット・デメリット、手続き》～別紙③

《他団体の動向》

○北海道～連帯保証人がいなくても、道営住宅に入居できるよう条例改正を行う予定

○道内他自治体～別紙④

《保証人制度の見直し》

○住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないよう、今後、入居請書の提出の際には、連帯保証人の連署を必要としないこととする。